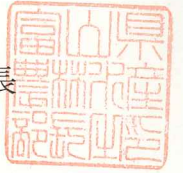


農 整 第 590 号  
平成 30 年 2 月 5 日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長



近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について（通知）

近接して工事を発注する場合の間接工事費等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の調整については、昭和 57 年 3 月 5 日付け農検第 21 号「近接して工事を発注する場合の諸経費の調整について」により運用してきましたが、今後の発注にあたっては、下記の通り実施することとしましたので、通知します。

なお、従前の昭和 57 年 3 月 5 日付け農検第 21 号「近接して工事を発注する場合の諸経費の調整について」は、平成 30 年 4 月 1 日以降に見積書の徴収、指名通知又は入札公告を行う工事から廃止します。

記

1 適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日以降に見積書の徴収、指名通知又は入札公告を行う工事から適用する。

2 間接工事費等の調整

(1) 指名競争入札及び一般競争入札

近接工事施工業者を含めた「指名競争入札及び一般競争入札」では、間接工事費等の調整は行わない。

(2) 随意契約

現工事と密接な関連がある工事で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事については、間接工事費等を調整する。

ただし、「別添に定める異種工事」では、間接工事費等を調整しない。

3 留意事項

別添の通り

## 随意契約における間接工事費等の調整方法について

### 1 随意契約について

現工事と密接な関連がある工事で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事を対象とする。

### 2 同種工事及び異種工事の定義

(1) 『同種工事※』とは、現工事と積算体系(一般管理費等)が同一の随意契約工事

(2) 『異種工事※』とは、現工事と積算体系(一般管理費等)が異なる随意契約工事

※ 発注機関が異なる場合の「同種工事及び異種工事」の取扱い

他官庁等または、他部局が発注する工事については、積算体系が同一であっても異種工事として取扱う。

※ 所管が異なる場合の「同種工事及び異種工事」の取扱い

「農業農村整備事業の土木工事」と「森林保全整備事業の土木工事」では積算体系が同一であるが、所管が異なるため、異種工事として取扱う。

※ 「積算体系」による分類

同種工事…下表A～Dの区分が同一の工事

異種工事…下表A～Dの区分が異なる工事

区分	工種区分	所管
A	ほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、その他土木工事(1)、その他土木工事(2)、フィルダム工事、コンクリートダム工事	農林水産省
B	施設機械工事	農林水産省
C	建築(新営工事)、建築(改修工事)	国土交通省
D	河川工事、河川・道路構造物工事、治山・地すべり防止工事、海岸工事、森林整備A、森林整備B、道路工事、橋梁架設工事、PC橋工事、橋梁保全工事、舗装工事、トンネル工事、道路維持工事、公園工事	林野庁

### 3 間接工事費等の調整

#### (1) 同種工事

同種工事では、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」を調整する。

ただし、調整後の設計額が、調整前の設計額より高くなった場合は、一般管理費等のみを調整する。

#### (2) 異種工事

異種工事では、間接工事費等を調整しない。

4 間接工事費等の調整方法

(1) 間接工事費等の調整

同種工事では、工事予定価格算定の際に、間接工事費等の調整を行う。

また、変更契約額を算定する際にも、間接工事費等の調整を行う。

(2) 間接工事費等の調整方法

ア 計算方法

間接工事費等の調整では、「対象とする現工事設計書と同種工事設計書【調整前】との合算による計算値」から、「現工事設計書の設計金額（既契約分）」を控除したものを「同種工事設計書【調整後】」とする。

「共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を調整する場合」と「一般管理費のみを調整する場合」の計算方法は、下記の通りである。

【下表1、2の凡例】

- ① 「現工事設計書」
- ② 「同種工事設計書【調整前】」
- ②' 「同種工事設計書【調整後】」
- ②'' 「合算による計算値」

(表1：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を調整する場合)

項目(円)	現工事		同種工事		備考	
	①	②	②'	②''		
直接工事費等*	a	A	A			
共通仮設費	対象額	a	A		a+A	調整する
	率	R(a)	R(A)		R(a+A)	
	費用	a×R(a)	A×R(A)	②''-①	(a+A)×R(a+A)	
純工事費	b	B	B'		直+共	
現場管理費	対象額	b	B		b+B'	調整する
	率	R(b)	R(B)		R(b+B')	
	費用	b×R(b)	B×R(B)	②''-①	(b+B')×R(b+B')	
工事原価	c	C	C'		純+現	
一般管理費等	対象額	c	C		c+C'	調整する
	率	R(c)	R(C)		R(c+C')	
	費用	c×R(c)	C×R(C)	②''-①	(c+C')×R(c+C')	
工事価格	d	D	D'		現+一	

※ 直接工事費等とは、直接工事費、事業損失防止施設費、支給品、官貸額及び、準備費に含まれる処分費等の合計である。

(表 2 : 一般管理費等のみを調整する場合)

項目(円)		現工事	同種工事		備考	
		①	②	②'		②''
直接工事費等*		a	A	A		
共通仮設費	対象額	a	A	A	調整 しない	
	率	R(a)	R(A)	R(A)		
	費用	a×R(a)	A×R(A)	A×R(A)		
純工事費		b	B	B	直+共	
現場管理費	対象額	b	B	B	調整 しない	
	率	R(b)	R(B)	R(B)		
	費用	b×R(b)	B×R(B)	B×R(B)		
工事原価		c	C	C	純+現	
一般管理費等	対象額	c	C		c+C	調整 する
	率	R(c)	R(C)		R(c+C)	
	費用	c×R(c)	C×R(C)	②''-①	(c+C)×R(c+C)	
工事価格		d	D	D'	現+一	

※ 直接工事費等とは、直接工事費、事業損失防止施設費、支給品、官貸額及び、準備費に含まれる処分費等の合計である。

イ 現工事と同種工事とで工種区分が異なる場合の取扱い

間接工事費等を調整する際には、「直接工事費、事業損失防止施設費、支給品、官貸額及び、準備費に含まれる処分費等」の合計金額を比較し、「最も金額の大きい工事の工種区分」を適用する。

(3) 対象とする現工事設計書

間接工事費等の調整において「対象とする現工事設計書」は、「同種工事の発注時点での現工事設計書」とする。

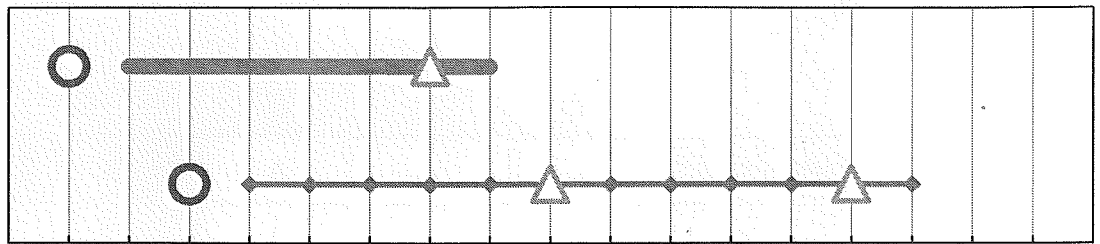
その後、現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。

また、間接工事費等の調整対象となる工事が2工事以上ある場合は、調整の対象とする全ての工事と間接工事費等を調整する。

なお、対象とする現工事設計書を選定する際は、下記の例ア～例エを参考とすること。

例ア 「現工事①」と「同種工事①」とが工期重複している場合

— 現工事①の工期    ◄— 同種工事①の工期    ● 当初設計    ▲ 変更契約



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

(ア)現工事①について

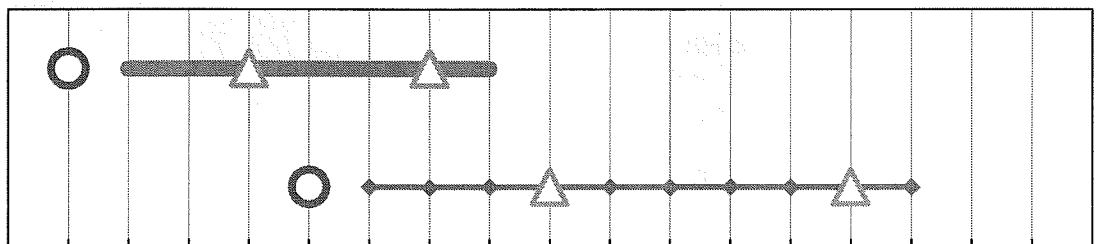
- 間接工事費等を調整しない。  
(他工事における間接工事費等の調整の影響を受けない。)

(イ)同種工事①について

- 現工事①と間接工事費等を調整しない。
- 当初設計及び、変更設計において、間接工事費等の調整の対象とする設計書は、「現工事①の当初設計書」である。

例イ 「現工事②」と「同種工事②」とが工期重複している場合

— 現工事②の工期    ◄— 同種工事②の工期    ● 当初設計    ▲ 変更契約



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

(ア)現工事②について

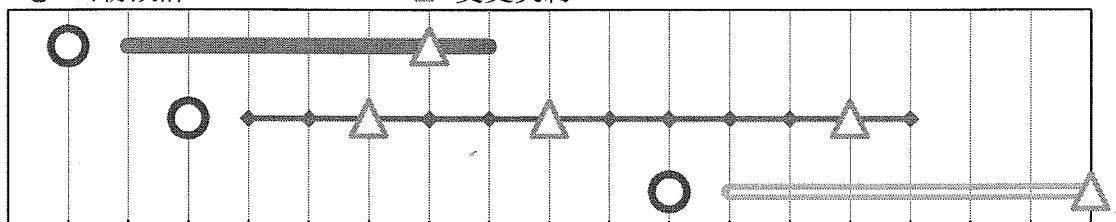
- 間接工事費等を調整しない。  
(他工事における間接工事費等の調整の影響を受けない。)

(イ)同種工事②について

- 現工事②と間接工事費等を調整しない。
- 当初設計及び、変更設計において、間接工事費等の調整の対象とする設計書は、「現工事②の第1回変更契約時の設計書」である。

例ウ 「現工事③と同種工事③-1」及び「同種工事③-1と同種工事③-2」が工期重複している場合

— 現工事③の工期    ◄— 同種工事③-1の工期    ≡ 同種工事③-2の工期  
● 当初設計    ▲ 変更契約



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

(ア)現工事③について

- 間接工事費等を調整しない。  
(他工事における間接工事費等の調整の影響を受けない。)

(イ)同種工事③-1 について

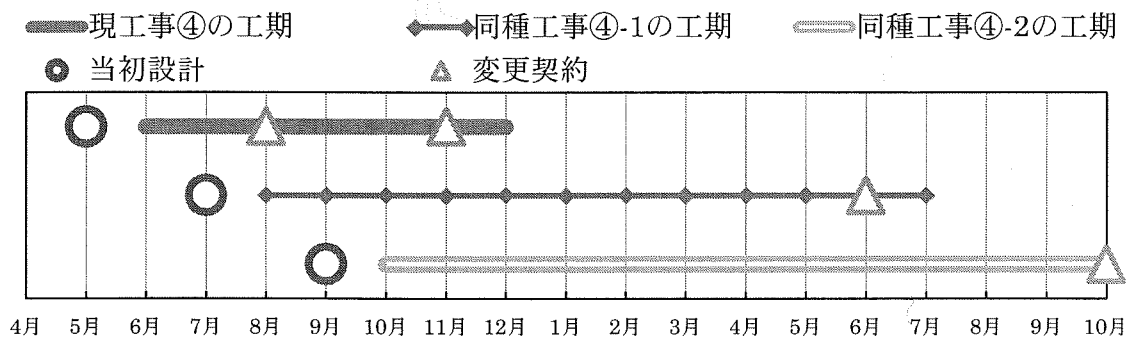
- 現工事③のみと間接工事費等を調整しない。
- 当初設計及び、変更設計において、間接工事費等の調整の対象とする設計書は、「現工事③の当初設計書」である。

(ウ)同種工事③-2 について

- 同種工事③-1 のみと間接工事費等を調整しない。
- 当初設計及び、変更設計において、間接工事費等の調整の対象とする設計書は、「同種工事③-1 の第 2 回変更設計書【調整前】※」である。

※ 現工事③と同種工事③-2 とが工期重複していないため、間接工事費等の調整前の設計書を合算する。

例工 「現工事④と同種工事④-1 と同種工事④-2」が工期重複している場合



(ア)現工事④について

- 間接工事費等を調整しない。  
(他工事における間接工事費等の調整の影響を受けない。)

(イ)同種工事④-1 について

- 現工事④のみと間接工事費等を調整しない。
- 当初設計及び、変更設計において、間接工事費等の調整の対象とする設計書は、「現工事④の当初設計書」である。

(ウ)同種工事④-2 について

- 現工事④及び同種工事④-1 と間接工事費等を調整しない。
- 当初設計及び、変更設計において、間接工事費等の調整の対象とする設計書は、「現工事④の第 1 回変更設計書」及び、「同種工事④-2 の当初設計書【調整後】※」である。

※ 現工事④と同種工事④-2 とが工期重複しているため、調整後の設計書を合算する。

(4) 現工事について

現工事は、同種工事における間接工事費等の調整の影響を受けない。